

「中間的な整理（座長整理）」について

平成 26 年 10 月 28 日

松村 雅生

○ 4 頁枠囲み内 3 行目

「ニーズについては、具体的には把握していない」

○ 7 頁表中①

秘匿性「高い」⇒「高い～低い」

1 4 頁表①にも関係する。

○ 1 0 頁上から 9 行目

「特定性を完全に失わせるまでに加工したデータはもはや個人情報に該当しないものであるが、それでは利活用のメリットが失われてしまう」⇒誤解を与える表現

※司法試験データの例

試験結果については一定の範囲で発表されているが、行政の判断に基づくかなり限定的なものである。

匿名化したうえで、受験者ごとの属性（年齢、性別等）、成績（問題別得点、時系列得点等）を提供（あるいは公表）する。仮に特定性が懸念されるのであれば、成績を得点の幅で表す等の工夫の余地はある。

それらのデータを自由にまた詳細に分析した結果は、法科大学院において教育をする人、教育を受けている人・受けようとする人、予備校教育に役立つとともに、法科大学院の在り方を議論する材料ともなりうる。（これは公益か私益か）

登記、自動車登録、出入国管理等政府が保有する多種多様な個人情報については、業務統計として一定の集計データが公表されているが、特定性を無くしあるいはきわめて低減したうえで個別データの形で提供し、自由な集計、分析を可能とすることにより、様々な有益性を期待することができる。

○ 9 頁三つめの○

「医療に関するデータについては、・・・個人特定性を低減したデータの活用が医療の向上のために必要、有効であるとの見解が示された」⇒最終的には、記載内容の検討が必要

※医療情報については、機微な情報である一方で、29 頁に記載されているように再特定

を不可能としたデータでは役に立たないという意見、医療情報の多くが識別性を完全になくすのは困難という意見（出席者から発言があったと思うが記載されていない）があった。仮にスモールスタートとして医療情報を取り上げるのであれば、十分な説明が必要（どのような情報をどのような目的に利用するのか、その場合の特定性はどうか等の例示）

○22頁(7)二つ目の○最後の2行

「この点については IT 本部における基本法の検討も参考にさらに議論を深めたうえで、・・・検討すべきである」

※とりあえず修文が必要と考えるものではないが、重要な点であるのでコメントしておきたい。

個人特定性低減データについては、行政機関の長の対応等により、個人特定性のレベルに様々な程度のものが考えられる。しかし、いずれにしても個人特定性低減措置と個人再特定の禁止措置等が相まって、法的概念としての「個人識別性」はないとして「個人情報」とは別のものとして規定し、取り扱うことが適当ではないか。このことによって、個人識別情報とは異なり、本人の開示請求等を制限し、他方で受領者に再特定禁止義務等を課すことの合理性が説明できることとなる。

仮に基本法において個人特定性低減データを個人情報とは別の概念とすることとなるならば、行個法で「照合の容易性」と規定されていることを理由として異なった取扱いとすることは理解を得られにくいと考える。